

令和5年度 公共事業実施予定箇所

三重県公共事業総合推進本部事務局
(県土整備部 公共事業運営課)

令和5年度公共事業実施予定箇所の公表について

令和5年5月

1 公表の目的

三重県では、公共事業実施過程の透明性の向上を図るため、平成12年度から公共事業実施予定箇所を公表しています。

2 公表方法

公共事業総合推進本部が、農林水産部、県土整備部所管の公共事業（国補公共事業及び県単公共事業）について、令和5年度事業実施を予定している箇所を地域機関の各事務所別及び本庁執行分に整理し、令和5年度当初予算に令和4年度国の第2次補正にかかる予算を含めた15ヶ月予算を対象として、通常分と国土強靱化分に分けて公表します。

公表は、県情報公開・個人情報総合窓口（県本庁舎前の三重県栄町舎1F情報公開課）で閲覧形式により行います。また、三重県ホームページ（「まちづくり」→「公共事業」→「実施予定箇所」）に掲載します。

HPアドレス【http://www.pref.mie.lg.jp/s_machi/machi/index.htm】

また、地域機関においても該当する実施予定箇所一覧表を閲覧できるようにしています。

3 公表内容

(1) 三重県農林水産部所管事業実施予定箇所

(2) 三重県県土整備部所管事業実施予定箇所

- それぞれの
- ①事業名
 - ②事業箇所名（地区名・路河川名等）
 - ③事業場所（市町名）
 - ④事業場所（大字等）
 - ⑤事業概要（工種等）
 - ⑥事業費
 - ⑦担当課（電話番号）

4 問い合わせ先

本庁各部事業予定箇所の担当課宛にお願いします。

5 その他

(1) 内容については、公表時点の予定であり、今後の社会経済情勢等の変化により変更することがあります。

公表資料内容の見方

【公表の対象】

三重県農林水産部、県土整備部が所管する公共事業が公表の対象です。ここでの「所管」の定義は、当該年度の公共事業として予算に計上している事業としていますので、三重県が実施主体とならない、例えば実施主体が市町である事業も県が補助している場合は対象としています。

また、直轄事業（国が実施主体である事業）等への県の負担金は公表の対象としていません。

【表の見方】

農林水産部関係

(〇〇農林水産事務所等)

事業名	地区名	市町名	大字等	事業概要	事業費 (千円)	担当課 (059-224-)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

県土整備部関係

(〇〇建設事務所等)

事業名	路河川名	市町名	大字等	事業概要	事業費 (千円)	担当課 (059-224-)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

- ①：事業名をできるだけわかりやすく記載しています。
- ②：各部で名称が違いますが、通常用いられている箇所名を記載しています。
- ③：箇所の市町名ですが、地域機関の事務所で管轄区域が異なります。例えば、津農林水産事務所が松阪市の「市町営水産物供給基盤機能保全事業」を所管しています。
- ④：各部とも「箇所名・地区名・路河川名」としてはいますが、箇所が特定できずわかりにくい場合がありますので、大字等を記載しています。
- ⑤：事業の概要をできるだけわかりやすく簡潔に記載しています。表現にはこれまでの公表の経緯をふまえながら工夫をしていますが、一部に専門用語と思われる用語も使わざるを得ないことをご理解ください。
- ⑥：「事業費」には工事に要する費用のほかに、調査、測量、試験、設計、事業用地取得等に要する費用や事務経費も含まれています。
事業費も年度途中の事業の実施状況により増減があることをお含みおきください。
- ⑦：お問い合わせは、この欄に記載の担当課あてにお願いします。お問い合わせ内容により、地域機関あてにお願いする場合があります。

【(本庁) 表について】

①地域機関が実施する事業以外に本庁の各課が実施する事業②県下全域や複数の地域機関各部管内域に及ぶ事業で箇所が特定できない事業等については「本庁執行・調査等」として特に「(本庁)」の表を作成しています。